



(労農記者クラブ)



報道関係者 各位

平成 30 年 9 月 12 日

【照会先】

大阪中央労働基準監督署

副 署 長 松 浦 洋 介

安全衛生課長 小 野 祥 二

(電 話) 06 (7669) 8727

(FAX) 06 (6941) 0459

[死亡災害増加建設業緊急対策] 実施中 !

～監督署長が建設現場のパトロールを実施～

大阪中央労働基準監督署長（島田 晴弘）は、建設業の死亡災害が増加していることから「死亡災害増加建設業緊急対策」を平成 30 年 8 月 20 日～平成 30 年 9 月 30 日の期間で実施。 その一環として、墜落災害防止対策の徹底、重機災害防止対策の徹底、崩壊・倒壊災害防止対策の徹底が図られているかを確認するため、建設業労働災害防止協会大阪府支部大阪中央分会と合同で管内の建設現場に安全衛生パトロールを実施した。

実施現場数は 8 現場

（うち 1 現場に監督署長がパトロール、他の現場へは署幹部が対応）

実施日時：平成 30 年 9 月 12 日（水）（別添資料 1 参照）

- **建設業の死亡災害発生状況** **死亡災害 3 件すべてが建設業**
平成 30 年の大阪中央労働基準監督署管内における死亡者数は 3 件ですべてが建設業で発生。
また、その 3 件すべてが墜落災害によるもの。
平成 29 年も死亡災害は 11 月に 1 件発生し、これも建設業でした。
(別添資料 2 参照)
- **建設業労働災害防止協会大阪府支部大阪中央分会へ緊急対策協力要請**
平成 30 年 8 月 24 日、大阪中央労働基準監督署において同分会長、副分会長に来庁いただき、島田署長から緊急対策への協力を要請しました。
(別添資料 3 参照)

死亡災害防止緊急対策

大阪中央労働基準監督署

目 的

大阪中央労働基準監督署管内の死亡災害は、平成30年8月10日時点において3件発生し、
昨年1件を大きく上回る大変憂慮すべき状況にある。

3件の内訳はすべてが建設業で発生し、すべてが墜落による災害であり、昨年1件も建設
業での発生であった。

このように建設業の死亡災害増加に歯止めを掛け、今後において死亡災害を発生させないと
の強い決意で望んで参りたい。

このため、一層の安全管理の充実を目指すことを目的として、下記の緊急対策を関係者一丸
となって実施することとする。

記

実施要綱

期間 平成30年8月20日～平成30年9月30日

対象業種

建設業

重点目標

- ・死亡災害等重篤災害の撲滅
- ・墜落災害の防止対策の徹底
- ・重機災害の防止対策の徹底
- ・崩壊・倒壊災害の防止対策の徹底
- ・命綱GO活動の推進
- ・リスク“ゼロ”大阪推進運動の推進

実施事項

(1) 監督署が実施する事項

- ① 集団指導、監督指導、個別指導、パトロール等あらゆる機会をとらえ、建設業者
に対し本対策の周知徹底を図る。
- ② 建設業労働災害防止協会大阪府支部大阪中央分会に本対策への協力を要請する。
- ③ 緊急対策PR用リーフレットを作成し配布する。
- ④ 署幹部が積極的に周知活動に当たる。

(2) 災害防止団体等が実施する事項

- ① 会員事業場等に対し、本対策を周知する。
- ② 緊急対策PR用リーフレットを配布する。

(3) 建設業者が実施する事項

- ① 墜落災害、重機災害、崩壊倒壊災害の各防止対策の徹底を図る。
- ② 本対策の周知徹底を図る。
- ③ 店社による安全パトロールの実施。

建設業死亡災害増加！！

非常事態宣言 発令

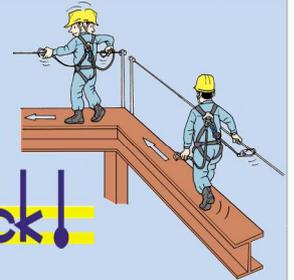
災害防止対策強化の緊急現場指導を実施

期 間：平成 30 年 8 月 20 日～平成 30 年 9 月 30 日

重点確認事項：**墜落防止対策の徹底**
重機災害防止対策の徹底
崩壊・倒壊災害防止対策の徹底

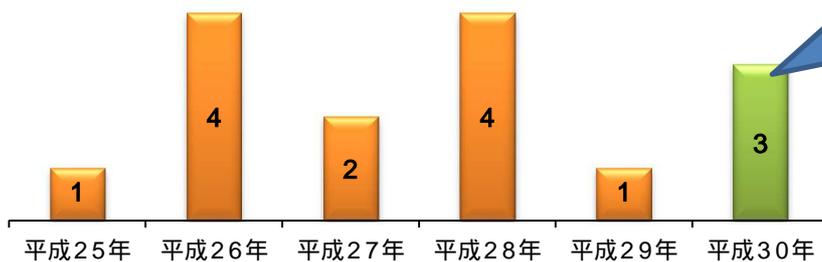
安全点検

Check!



*期間中、重大な災害を発生させた現場、現場指導時において墜落防止対策に違反が認められた場合は厳正な措置を講じることとしています。

建設業の死亡災害推移



未だ 8 月！
あと 5 ヶ月も
残しているのに



大阪中央労働基準監督署管内での平成 30 年の死亡 3 件は

すべてが建設業で発生！すべてが墜落！

| | | |
|-----|----------------|---|
| 2 月 | 墜落・転落 (足場) | 店舗看板撤去作業において、木製足場板上にて単管の受け渡し作業中にバランスを崩し地上 9 メートル下へ墜落した。 [60 代・男・作業員・53 年] |
| 7 月 | 墜落・転落 (開口部) | 10 階建てマンション新築工事現場で防水作業のため屋上に上がり作業していたが工具を取るため外部足場を伝って 10 階フロアに降りた際、エレベーターピットが開口状態であったため、ピットから約 18 メートル下へ墜落した。 [40 代・男・作業員・7 年] |
| 7 月 | 墜落・転落 (ハシゴ) | 4 階建てビル屋上に広告看板設置のため、屋上にて寸法取りを終えビル壁面に設置されているタラップを使用して地上に降りる際に墜落した。 [40 代・男・作業員・20 年] |

リスク “ゼロ” 大阪推進運動

リスク “ゼロ” 大阪推進運動は、「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で自主的に安全衛生活動を実践し、職場風土と安全文化を構築していくための啓発運動です。

工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜むリスクの洗い出しを行い、これに基づき設備の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などの対策の徹底により、**災害のリスクをなくし、「正規」「非正規」等の区別無く、全ての労働者の健康が確保され、安全・安心に働くことができる職場の実現に取り組みましょう。**

安衛則改正
墜落制止用器具は
「フルハーネス型」に！
(H31.2.1 施行)



大阪労働局 リスクゼロ 検索



✓ 命綱GO活動のポイント

- 安全帯（墜落制止用器具）の着用状況を確認！
- 安全帯（墜落制止用器具）は二丁掛けとし、足場や鉄骨の組立・解体作業にはフルハーネス型を使用！
- 現場所長・職長は、作業場所を巡視し、安全帯（墜落制止用器具）の使用状況を確認！
- 足場組立等・鉄骨組立等の各作業主任者は、安全帯（墜落制止用器具）の使用状況を監視！
- 安全帯（墜落制止用器具）の点検の実施！（チェックリストの活用）
- 危険体感教育の実施！
- 安全帯（墜落制止用器具）取付設備の（親綱を含む）の設置！
- 一側足場には、各層ごとに水平親綱を設置！
- はしごの昇降には、安全ブロック等を設置！
- 足場組立等の特別教育の実施！
- 特に墜落の危険性の高い業務従事者に対する特別教育が新設（H31.2.1 施行）

○ 月度 提示日 年 月 日

現場所長
『安全宣言』
労働災害防止のため 私はこうします！

☆ 毎日、安全帯の使用状況を確認します！
☆ 新規入場者全員と話をします！

※「安全帯完全着用」ではなく「毎日安全帯の使用状況を確認します！」と、具体的に、誰にでもわかりやすい表現とし、現場所長がそれを実行していることを、すべての作業者が確認できるように内容にします。作業を一人ひとりがあなたの行動を促しています。

会社名 ●●建設株式会社
工事名 △△マンション新築工事
現場代理人 (自署で署名します) 大阪太郎

基本方針
一人ひとりが労働災害防止に取り組み、全工期無災害を達成する。
※ 会社や現場の安全衛生の基本方針を記入します。

重点目標
○ 高所作業での安全帯使用100%
○ 作業開始前にKY実施100%
○ 第三者災害ゼロ
※ 現場の今の安全衛生目標を記入します。

基本方針は必ずです。現場所長に必ず添削していただきます。

現場所長安全宣言 検索

命綱GO活動 検索

大阪中央基署発 0824 第 1 号
平成 30 年 8 月 24 日

建設業労働災害防止協会大阪府支部
大阪中央分会 分会長 殿

大阪中央労働基準監督署長

「建設業死亡災害増加緊急対策」協力要請について

平素より建設業の労働災害防止活動に多大なるご尽力をいただき厚く感謝申し上げます。

本来、労働災害はあってはならないが、死亡災害や死亡災害の発生は絶対に避けなければならない。しかしながら、当署における死亡災害増加傾向が顕著化していること、

平成 30 年 8 月 24 日
緊急対策協力要請文交付の様子

